

就労継続支援B型事業所における「目標工賃達成加算」の算定について

1. 算定にあたって

- ・工賃目標達成加算の算定につきましては、算定要件のとおり、「前年度の県内就労継続支援B型事業所の平均工賃」を計算する必要があります。そのため、毎年度実施しております「奈良県工賃（賃金）実績報告」の調査の集計終了後に加算算定の可否を判断することになります。
- ・また、今年度については事業所における工賃向上計画の作成期限が5月末となっているため、加算の算定要件である工賃向上計画については、誓約書を提出いただく形となります。
- ・今後、下記のスケジュールでの運用を予定しておりますので、ご案内いたします。

2. 今後のスケジュール

| | |
|---------------|---|
| 平成27年4月22日（水） | 平成26年度奈良県工賃（賃金）実績報告 提出締切 目標工賃達成加算届出 提出締切 |
| 平成27年5月上旬 | 各就労継続支援B型事業所への加算算定の可否報告 (收受印を押して返送のあった加算届にてご確認ください。) |
| 平成27年5月末頃 | 工賃向上計画提出締切 [書式・期限等は別途通知] |

3. 加算の要件について

※平成27年度より算定要件が変更となっておりますので注意してください

- (1) 目標工賃達成加算（Ⅰ） 69単位/日 【27年度より新設】
- ・次の①～④のいずれにも該当する場合に算定可能
 - ① 26年度の工賃実績が、原則として、25年度の工賃実績以上であること。 ※1
 - ② 26年度の平均工賃が直近の奈良県最低賃金の 2分の1 以上であること。
(参考：奈良県最低賃金 [平成26年10月3日発効] 724円)
 - ③ 26年度の平均工賃が、26年度に事業者が設定した目標工賃額以上であること。
 - ④ 奈良県工賃向上計画に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。 ※2
- (2) 目標工賃達成加算（Ⅱ） 59単位/日 【26年度の加算Ⅰの内容を一部変更】
- ・次の①～④のいずれにも該当する場合
 - ① 26年度の工賃実績が、原則として、25年度の工賃実績以上であること。 ※1
 - ② 26年度の平均工賃が直近の奈良県最低賃金の 3分の1 以上であること。
 - ③ 26年度の平均工賃が、26年度に事業者が設定した目標工賃額以上であること。
 - ④ 奈良県工賃向上計画に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。 ※2

(3) 目標工賃達成加算(Ⅲ) 32単位/日 【26年度の加算Ⅱの内容を一部変更】

・次の①～③のいずれにも該当する場合

① 26年度の工賃実績が、原則として、25年度の工賃実績以上であること。 ※1

② 26年度の平均工賃が、26年度県内就労継続支援B型事業所平均工賃以上であること。

※3

③ 奈良県工賃向上計画に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。 ※2

※1 「前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上であること」について

・今年度より新たに上記要件が設けられました。**この要件は(Ⅰ)～(Ⅲ)すべてに共通**のもので、**平成27年度以降は「事業開始年度の翌々年度からでない」と加算の算定ができません**こととなります。

・なお、上記要件については適用除外となる条件があります [詳細は別添資料のとおり]

※2 「工賃向上計画」について

・今年度は平成27～29年度工賃向上計画の初年度にあたるため、**加算届出時に「工賃向上計画についての誓約書」を提出のうえ、別途県が指定する期限までに計画の提出を行えば、4月からの加算算定が可能です** [書式・期限等は別途通知します]。

・加算の要件は「平成27年度の工賃向上計画の提出」であり、平成26年度の計画を提出していても期限までに平成27年度の計画を提出しなければ加算の算定はできません。

・**別途指定する期限までに提出がされない場合、4月分の加算については返還となります。**

※3 県内就労継続支援B型事業所平均工賃の要件について

・平成26年度までは「県内の全就労継続支援B型事業所の平均の100分の80以上」が要件となっておりましたが、平成27年度からは「工賃実績上位25%及び下位25%を除く、県内の就労継続支援B型事業所の平均」となります。

(参考：平成25年度県内全就労継続支援B型事業所平均工賃 13,856.3円)

上位25%及び下位25%を除いた平均工賃 11,217.0円)

4. その他注意点

- ・目標工賃額の設定は、前年度工賃を下回らない額で行ってください。
- ・目標工賃額の設定は、全ての就労継続支援(B型)事業所が対象です。

以 上

「前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上であること」について（補足）

- 平成 27 年 4 月より目標工賃達成加算の算定要件として、「前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上であること」が追加となりました。
- なお、上記規定には、「経済状況等により低下する場合を除く」との但し書きがあり、この要件に当てはまる場合、規定は適用除外となります。

適用除外となる要件

- (1) 県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合
- (2) 以下のいずれかの条件に該当するものとして県がやむを得ないと認めた場合
 - ① 個別の事業者にとって、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合
 - ② 個別の事業者にとって、特別な事情（※）により前々年度の工賃実績が大幅に増加した場合であって、前年度の工賃実績が当該前々年度の工賃実績を下回った場合。ただし、この場合であっても、特別な事情により工賃実績が大幅に増加した年度の前年度の工賃実績であること。

[厚生労働省 留意事項通知より]

(※) 特別な事情とは

- ・ 例えば、国民体育大会やねりんピックなどの開催地となり、事業所が提供している物品等に対する需要が通常の年よりも増加した場合等が考えられる。なお、定期的に行われているイベントの開催によるものは該当しない。

[平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 50 より]



- ・ (1) の要件に当てはまる場合は別途県より通知を行います。
- ・ **(2) の要件に当てはまる事業所については、理由書【任意書式】を提出してください。**
理由書には上記要件に当てはまることを示すデータ（例：直近 3 期分の事業収入・事業経費の内訳）や簡単な財務分析などを記載してください。単に「条件に該当します」との記述のみではやむを得ない事由と認めることはできません。